

亀山市告示第103号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部用地管理室に申し出てください。

平成27年4月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅B62
- 4 保管期間 平成27年4月16日から同年7月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 銀
  - (2) 防犯登録 三重県警察 11 - E - 10320

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 S7B12315
- 3 保管場所 市営住山住宅B62
- 4 保管期間 平成27年4月16日から同年7月31日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 銀
  - (2) 防犯登録 三重県警察 11 - H - 00569

第3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）

- 2 車体番号 H 8 B 1 1 5 4 0
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 銀

#### 第 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
  - 2 車体番号 M F 9 A 0 0 0 4 3 0
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 銀

#### 第 5

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
  - 2 車体番号 S V K L 8 9 7 3 4
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 銀
- ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 2 - H - 3 7 4 0 8

#### 第 6

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
- 2 車体番号 G F 6 J 1 9 4 3
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
- 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 赤

## 第 7

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 G X 0 9 9 6 0

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 銀

( 2 ) 防犯登録 三重県警察 0 8 - E - 4 3 0 1 3

## 第 8

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 M L N 1 3 1 8 1 1 0

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 白

( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 3 - H - 2 1 0 8 8

## 第 9

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 S 3 J 7 5 4 3 8

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 銀

( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 1 - E - 1 1 4 2 2

第 1 0

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 S 9 D 6 3 6 9 0

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 黒

( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 1 - H - 0 6 5 3 6

第 1 1

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 K 5 J 0 7 7 8 9

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 灰

( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 1 - E - 1 2 4 6 0

第 1 2

1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )

2 車体番号 K L 5 0 1 6 6 6 6 8

3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで

5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。

6 その他の事項

( 1 ) 色 小豆

第 1 3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
- 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項  
( 1 ) 色 銀

第 1 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 V 0 5 D 0 2 4 2 6
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
- 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項  
( 1 ) 色 銀  
( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 2 - E - 6 5 4 9 6

第 1 5

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）
- 2 車体番号 L E F 1 9 9 4 2
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
- 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項  
( 1 ) 色 銀

第 1 6

- 1 放置自転車等の型式 自転車（軽快車）

- 2 車体番号 V 0 6 J 1 6 2 6 7
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 銀
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 2 - E - 6 8 4 3 3

#### 第 1 7

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
  - 2 車体番号 S 9 A 3 9 0 8 1
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 赤

#### 第 1 8

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
  - 2 車体番号 S 0 G 2 5 7 6 0
  - 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
  - 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 1 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
  - 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
  - 6 その他の事項
- ( 1 ) 色 銀
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 0 8 - H - 3 8 9 1 4

#### 第 1 9

- 1 放置自転車等の型式 自転車 ( 軽快車 )
- 2 車体番号 4 B 1 3 4 4 5 5
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2

4 保管期間 平成27年4月16日から同年7月31日まで

5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。

6 その他の事項

(1) 色 赤

(2) 防犯登録 三重県警察 11 - E - 09326